

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年2月19日

なお、本入札に係わる落札及び契約締結は、当該契約に係る平成28年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

分任支出負担行為担当官

那覇航空交通管制部長 岩瀬 正典

1. 調達概要

(1) 調達件名

平成28年度 那覇航空交通管制部機械施設保全業務
(電子入札対象案件)

(2) 履行場所

那覇航空交通管制部 沖縄県那覇市鏡水334

(3) 調達内容等

別紙のとおり。

(4) 履行期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(5) 電子調達システムの利用

本案件は、資料等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件であり、電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札による参加願いを分任支出負担行為担当官に提出することにより、紙入札による参加の承諾を得ることができる。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のB又はC等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。なお当該資格を有していない者については「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年3月25日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止を受けていない者であること（但し、中小企業等協同組合法又は特別の法律によって設立された組合又は連合会にあっては、当該組合又は連合会の構成員のうち、指名停止措

置要領に基づく指名停止を受けている構成員がいる場合、当該構成員を、本契約の履行期間中、本業務に従事させないこと。)

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。）
- (8) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- (9) 予決令第73条に基づき、分任支出負担行為担当官が定める要件を全て満たす者であること。（詳細については別紙を参照すること。）

3. 入札手続き方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒901-0142 沖縄県那覇市鏡水334
那覇航空交通管制部会計課管財調達係
TEL 098-858-7157
FAX 098-858-4800
- (2) 入札説明書の交付方法
本日より平成28年3月2日までの間の縦覧に供するとともに、必要とする者に対し無償で貸与する。
- (3) 申請書及び資料等の提出期限
平成28年3月2日 17時00分まで
(a) 電子調達システムによる参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(6)に掲げるURLに提出しなければならない。
(b) 紙入札方式による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に提出しなければならない。
- (4) 電子調達システムによる入札書の提出期限
平成28年3月17日 17時00分まで
- (5) 紙入札による入札書の提出期限
下記(7)の開札日時及び場所に持参しなければならない。
- (6) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
上記(1)の問い合わせ先と同じ。
- (7) 開札日時及び場所
平成28年3月18日 10時30分 那覇航空交通管制部入札室

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除。

(3) 入札参加者に要求される事項

開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。

なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。

(4) 競争参加資格の確認

本案件の参加希望者は2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、2. (3)に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、2. (1)、(2)及び(4)から(9)に掲げる事項を満たしている時は、開札日において、2. (3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。

但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札日において2. (3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

(5) 入札の無効

2. に掲げる競争参加資格の無い者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び国土交通省航空局競争契約入札者心得第6条に該当する入札は無効とする。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札日において2. に掲げる競争参加資格が無くなった者は、競争参加資格の無い者に該当する。

(6) 入札方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札価格とする。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。

(7) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) その他詳細

入札説明書による。

別紙

(概要)

国土交通省那覇航空交通管制部において管理する発電設備、無停電電源設備、機械設備の機能維持を目的とする。

(作業)

国土交通省那覇航空交通管制部が管理する機械施設（発電設備、無停電電源設備、空気調和設備）の運転・監視及び点検・保守等の保全業務を行うものである。

詳細は特記仕様書による。

(競争参加資格要件)

1. 業務実績

過去15年間に元請けとして完了した、下記a), b), c)の何れかの要件を満たす業務の実績を有すること。

- a) ディーゼル機関による常用又は非常用発電設備点検及び保守業務
- b) 2台並列冗長運転システムの無停電電源設備点検及び保守業務
- c) 電気設備(動力制御盤等)点検及び保守業務

2. 業務責任者の資格等

業務責任者は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施する為に監督職員との連絡調整を行い、業務担当者を指揮すること。

下表「業務責任者の資格及び実務経験」に示す技術者区分（保全技師Ⅰ）の知識・技能を有する者とする。なお、必要な実務経験は上記1の要件を満たす業務に従事した実務経験をいう。

業務責任者の資格及び実務経験

学歴又は保有する国家資格	実務経験年数
	保全技師Ⅰ
大学卒業(関連学科)	9
大学卒業(関連学科以外)	11
短大・専門学校・高専卒業(関連学科)	11
短大・専門学校・高専卒業(関連学科以外)	13
工業高校卒業(関連学科)	13
工業高校卒業(関連学科以外)・普通高校卒業	15
電気主任技術者	7

※ 関連学科とは、機械又は電気をいう。

3. 緊急時の派遣体制

受注者は機器障害等の緊急時、迅速な確認対応を求めることから、連絡体制及び業務担当者の派遣体制が整っていること。

4. 簡易な業務計画

「業務管理等に関する所見」をもって簡易な業務計画とする。なお、「業務管理等」とは、特記仕様書に規定されている「業務管理」及び「航空保安施設の認識」とする。